

空き家の適正管理をお願いします

▶ 問合せ 企画課広報統計係 ☎ 25-3442

空き家を放置すると、倒壊や崩壊の恐れのみならず、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、景観・環境衛生の悪化など周辺に悪影響を及ぼします。



空き家の所有者になられた方へ

空き家の所有者は、空き家を適正に管理する必要があり、所有しているだけでも手間や費用がかかります。

一方で空き家を求める方は増加しており、**物件が不足しているため、賃貸や売買といった利活用もおすすめ**です。空き家になってから早い段階であれば、修繕などの必要が少なく済みますし利活用が容易です。

空き家を管理する上で、次のことに気をつけましょう。

◆ポイント1

隣近所の迷惑にならないよう適正管理する (自分で管理が難しい場合は、民間事業者やシルバー人材センターへ委託)

◆ポイント2

賃貸や売買をして利活用する (「昭和村空き家バンク」への登録や不動産会社へ相談)

◆ポイント3

老朽化が著しく、管理や利活用できない場合は取り壊す (「昭和村空き家解体補助金」の活用)

空き家予備軍の方へ

お住まいが管理不全空き家となる理由の一つとして、所有者が亡くなった後、相続されずにそのまま放置されることや、月日が経過すると関心が低くなることあげられます。空き家の所有者が亡くなってからの相続や登記の手続きは、大変な手間や費用がかかる場合があるため、相続の解決と登記を正しくしておく必要があります。また、空き家は「所有する」「利活用する」「取り壊す」のいずれかを選んで、早めに対応することが重要となります。

空き家になる前に、次のことを行いましょう。

◆ポイント1

お住まいを誰に引き継ぐのか、管理はどうするのかをあらかじめ話し合う

◆ポイント2

家屋や土地の登記を確認する (未相続の場合は相続登記を行う。弁護士、司法書士などへ相談)

◆ポイント3

専門家に相談する (不動産会社、弁護士、司法書士、税理士、建築士など)

「昭和村空き家バンク」の活用を

空き家の賃貸や売買による利活用の手段として「昭和村空き家バンク」があります。空き家バンクに登録しておくことで、空き家が移住希望者の目にとまりやすくなり、空き

家の利活用が円滑に進むことが期待できます。最近、村内の空き家について問合せも増えていますので、ぜひご検討ください。

